

昭和三十三年総理府令第八十四号

核燃料物質の使用等に関する規則

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令中核燃料物質の使用等に関する規定に基き、及び同規定を実施するため、核燃料物質の使用等に関する規則を次のように定める。

(定義)

第一条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十六号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 「放射線」とは、原子力基本法（昭和三十三年法律第八十六号）第三条第五号に規定する放射線又は一メガ電子ボルト未満のエネルギーを有する電子線若しくはエックス線であつて、自然放射線以外のものをいう。

二 「管理区域」とは、使用施設、廃棄施設、貯蔵施設等の場所であつて、その場所における外部放射線に係る線量が原子力規制委員会の定める線量を超え、空気中の放射性物質（空気又は水のうちに自然に含まれている放射性物質を除く。以下同じ。）の濃度が原子力規制委員会の定める濃度を超え、又は放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定める密度を超えるおそれのあるものをいう。

三 「周辺監視区域」とは、管理区域の周辺の区域であつて、当該区域の外側のいかなる場所においてもその場所における線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えるおそれのないものをいう。

四 「放射線業務従事者」とは、核燃料物質の使用、廃棄、運搬、貯蔵又はこれに付随する業務に従事する者であつて、管理区域に立ち入るものをいう。

五 「放射性廃棄物」とは、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）で廃棄しようとするものをいう。

六 「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準

に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第二号。以下「品質管理基準規則」という。）第二条第二項第一号に規定する保安活動をいう。

七 「品質マネジメントシステム」とは、品質管理基準規則第二条第二項第四号に規定する品質マネジメントシステムをいう。

八 「廃止措置対象施設」とは、法第五十七条の五第二項の認可を受けた廃止措置計画（同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項又は第五項の規定による認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）に係る廃止措置の対象となる使用施設等をいう。

九 「設計想定事象」とは、次に掲げる事象であつて、使用施設等の設計において発生を想定しているものをいう。

イ 自然現象
ロ 使用施設等を設置する工場若しくは事業所内又はその周辺における使用施設等の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）

ハ 使用施設等内における火災、化学薬品の漏えいその他の使用施設等の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象
十 「多量の放射性物質等を放出する事故」とは、発生頻度が設計評価事故（使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第三十四号。第二条の十一第一項の表第三号において「使用許可基準規則」という。）第一条第二項第二号に規定する設計評価事故をいう。）より低い事故であつて、使用施設等から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものをいう。

（核燃料物質の使用の許可の申請）
第一条の二 法第五十二条第二項の核燃料物質の使用の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。
一 法第五十二条第二項第五号の予定使用期間及び年間予定使用量については、核燃料物質の種類ごとに記載すること。
二 法第五十二条第二項第六号の使用済燃料の処分方法については、その売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載すること。

三 法第五十二条第二項第十号の使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項を記載すること。

2 前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第三十八条第二項の原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第二号及び第四号に掲げる書類は、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合に限り、添付するものとする。
一 法第五十三条第二号に規定する使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書（次号に掲げるものを除く。）

二 使用施設等の操作上の過失、機械又は装置の故障、地震、火災、爆発等があつた場合に発生すると想定される事故（多量の放射性物質等を放出する事故を含む。第二条第二項第二号において同じ。）の種類及び程度並びにこれらの原因又は事故に応ずる災害防止の措置に関する説明書
三 核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書
四 使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書
五 法人にあつては、役員の氏名及び履歴並びに登記事項証明書
六 法第五十二条第一項の許可を受けようとする者（法人にあつては、その業務を行う役員）に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書

3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。
4 法第五十二条第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、第二項第六号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第五十四条第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。
（法第五十四条第三号の原子力規制委員会規則で定める者）

第一条の三 法第五十四条第三号の原子力規制委員会規則で定める者は、精神の機能の障害により、業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。
（変更の許可の申請）
第二条 令第四十条の変更の許可の申請書に記載すべき事項中第三号の変更の内容については、法第五十二条第二項第六号の使用済燃料の処分方法の変更に係る場合にあつてはその売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載し、同項第十号の使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあっては第一条の二第一項第三号に規定する事項を記載するものとする。
2 法第五十二条第二項第二号、第三号又は第七号から第十号までに掲げる事項の変更に係る令第四十条の許可の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号及び第四号に掲げる書類は、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合に限り、添付するものとする。
一 変更後における法第五十三条第二号に規定する使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書（次号に掲げるものを除く。）
二 変更後における使用施設等の操作上の過失、機械又は装置の故障、地震、火災、爆発等があつた場合に発生すると想定される事故の種類及び程度並びにこれらの原因又は事故に應ずる災害防止の措置に関する説明書
三 変更に係る核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書
四 変更後における使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書
3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。
（使用前検査の実施）
第二条の二 使用前検査は、次に掲げる方法により行うものとする。
一 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法
二 機能及び性能を確認するために十分な方法
三 その他使用施設等が法第五十五条の二第二項各号のいずれにも適合していることを確認するために十分な方法

判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(変更の許可の申請)

第二条 令第四十条の変更の許可の申請書に記載すべき事項中第三号の変更の内容については、法第五十二条第二項第六号の使用済燃料の処分方法の変更に係る場合にあつてはその売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載し、同項第十号の使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあっては第一条の二第一項第三号に規定する事項を記載するものとする。

2 法第五十二条第二項第二号、第三号又は第七号から第十号までに掲げる事項の変更に係る令第四十条の許可の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号及び第四号に掲げる書類は、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合に限り、添付するものとする。

一 変更後における法第五十三条第二号に規定する使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書（次号に掲げるものを除く。）
二 変更後における使用施設等の操作上の過失、機械又は装置の故障、地震、火災、爆発等があつた場合に発生すると想定される事故の種類及び程度並びにこれらの原因又は事故に應ずる災害防止の措置に関する説明書
三 変更に係る核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書
四 変更後における使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書
3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。
（使用前検査の実施）
第二条の二 使用前検査は、次に掲げる方法により行うものとする。
一 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法
二 機能及び性能を確認するために十分な方法
三 その他使用施設等が法第五十五条の二第二項各号のいずれにも適合していることを確認するために十分な方法

2 使用前検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

(使用前検査の記録)

第二条の三 使用前検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 検査年月日
- 二 検査の対象
- 三 検査の方法
- 四 検査の結果
- 五 検査を行った者の氏名
- 六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
- 七 検査の実施に係る組織
- 八 検査の実施に係る工程管理
- 九 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
- 十 検査記録の管理に関する事項
- 十一 検査に係る教育訓練に関する事項
- 2 使用前検査の結果の記録は、当該使用前検査に係る使用施設等の存続する期間保存するものとする。

(溶接に係る使用前検査を行った旨の表示)

第二条の四 使用施設等の技術基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第十一号）第十七条第一項に規定する容器等（以下この条において単に「容器等」という。）であつて、同項第二号に規定する主要な溶接部を有するものを設置する使用者は、当該容器等に係る使用前検査を終了したときは、当該容器等を使用前検査を行ったことを示す記号その他表示を付するものとする。

(使用前確認の申請)

第二条の五 法第五十五条の二第三項の確認（以下「使用前確認」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 使用前確認を受けようとする使用施設等の範囲
- 四 使用施設に設けられるセル、グローブボックスその他の気密設備（第二条の十一の九第二号において「セル等」という。）の内部において使用し、又は貯蔵施設において貯蔵し

ようとする核燃料物質の最大の量（令第四十条第一号に掲げるものにあつてはプルトリウム、同条第二号に掲げるものにあつては放射性物質質量、同条第三号から第六号までに掲げるものにあつてはウランの質量）

- 五 使用前確認を受けようとする使用施設等の設計及び工事の方法
- 六 使用前確認を受けようとする使用前検査に係る工事の工程、期日、場所及び種類
- 七 使用前確認を受けようとする使用前検査に係る工事の品質マネジメントシステム
- 八 使用施設等を核燃料物質等を用いた試験のために使用するときは又は使用施設等の一部が完成した場合であつてその完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにあつては、その使用の期間及び方法
- 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。
 - 一 工事の工程
 - 二 前号の工程における放射線管理（改造又は修理の工事に関するものに限る。）
 - 三 第二条の十一の七の施設管理の重要度が高い系統、設備又は機器
 - 四 前項第五号の内容が法第五十五条の二第二項各号のいずれにも適合していることを説明した書類
 - 五 使用前検査に係る工事の品質マネジメントシステムに関する説明書
 - 六 前項第八号の特別の理由があるときにあつては、その理由を記載した書類
 - 3 第一項の申請書又は前項各号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があつた場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。
 - 4 第一項の申請書及び前項の書類の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

(使用前確認を要しない場合)

第二条の六 法第五十五条の二第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 使用施設等を核燃料物質等を用いた試験のために使用する場合であつて、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。
- 二 前号に規定する場合以外の使用施設等を試験のために使用する場合

三 使用施設等の一部が完成した場合であつて、その完成した部分を使用しなければならない特別の理由がある場合（前二号に掲げる場合を除く。）において、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

- 四 使用施設等の設置の場所の状況又は工事の内容により、原子力規制委員会が支障がないと認めて使用前確認を受けないで使用するこゝとができる旨を指示した場合
- 五 使用施設等の設備又は機器の配置の変更であつて、当該機器の相互の間隔を法第五十二条第一項又は第五十五条第一項の許可を受けたところによる核的制限値である間隔より小さくしないものその他使用施設等の保全上支障のない変更の場合
- (使用前確認)
- 第二条の七 原子力規制委員会は、原子力規制検査により、第二条の五の規定による申請に係る使用施設等が法第五十五条の二第二項各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、使用前確認証を交付する。
- 第二条の八及び第二条の九 削除
- (合併及び分割の認可の申請)
- 第二条の十 法第五十五条の三第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、別記様式第一による申請書に、次の各号に掲げる書類を添付して、原子力規制委員会に提出しなければならない。ただし、第六号に掲げる書類は、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合に限り、添付するものとする。
 - 一 合併契約書又は分割契約書（新設分割の場合にあつては、分割計画書）の写し
 - 二 合併後存続する法人又は吸収分割により使用施設等並びに核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物を一体として承継する法人が現に使用者でない場合にあっては、その法人の登記事項証明書
 - 三 前号に規定する法人が現に行っている事業の概要に関する説明書
 - 四 合併後存続する法人若しくは合併によつて設立される法人又は分割により使用施設等並びに核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物を一体として承継する法人の役員となるべき者の氏名及び履歴
 - 五 前号に規定する法人が法第五十四条第一号、第二号及び第四号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

六 使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

七 その他原子力規制委員会が必要と認める事項を記載した書類

2 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(記録)

第二条の十一 法第五十六条の二の規定による記録は、工場又は事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておくなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一 使用施設等の施設管理（第二条の十一の七に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録	確認の都度	同一事項に関する次の確認のときまでの期間
イ 使用前確認の結果	確認の都度	施設管理の実施した使用施設等の解体又は廃棄をした後五年が経過するまでの期間
ロ 第二条の十一の七第四号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理の実施した使用施設等の解体又は廃棄をした後五年が経過するまでの期間
ハ 第二条の十一の七第五号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した使用施設等の施設管理方針、施設

[illegible]

（品質マネジメントシステム）

第二条の十一の三 法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、法第五十二条第一項又は第五十五条第一項の許可を受けたところにより、品質マネジメントシステムに基づき保安活動（次条から第二条の十一の十二までに規定する措置を含む。）の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質マネジメントシステムの改善を継続して行わなければならない。ただし、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない者にあつては、品質管理基準規則第五十四条第一項第一号に定める措置を講ずるものとする。

（管理区域への立入制限等）

第二条の十一の四 法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、管理区域及び周辺監視区域を定め、これらの区域において次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

一 管理区域については、次の措置を講ずること。

イ 壁、柵等の区画物によつて区画するほか、標識を設けることによつて明らかに他の場所と区別し、かつ、放射線業務従事者以外の者が当該区域に立ち入る場合は、放射線業務従事者の指示に従わせること。

ロ 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙を禁止すること。

ハ 床、壁その他の人の触れるおそれのある物であつて放射性物質によつて汚染されたものの表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定める表面密度限度を超えないようにすること。

ニ 管理区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品（その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装）の表面の放射性物質の密度がハの表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。

二 周辺監視区域については、次の措置を講ずること。

イ 人の居住を禁止すること。

ロ 境界に柵又は標識を設ける等の方法によつて周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限すること。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。

（線量等に関する措置）

第二条の十一の五 法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、放射線業務従事者の線量等に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

一 放射線業務従事者の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えないようにすること。

二 放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようにすること。

2 前項の規定にかかわらず、使用施設等に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、核燃料物質の使用に重大な支障を及ぼすおそれのある使用施設等の損傷が生じた場合その他の緊急やむを得ない場合においては、放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を使用者に書面で申し出た者に限る。）をその線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えない範囲内において緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。

3 前項の規定により緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

一 緊急作業時の放射線の生体と与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を使用者に書面で申し出た者であること。

二 緊急作業についての訓練を受けた者であること。

三 原子力規制委員会が定める場合にあつては、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第八条第三項に規定する原子力防災要員、同法第九条第一項に規定する原子力防災管理者又は同条第三項に規定する副原子力防災管理者であること。

（放射性物質による汚染の状況等の測定）

第二条の十一の六 法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、放射性物質による汚染の状況等の測定に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 管理区域及び周辺監視区域における線量当量率並びに管理区域における放射性物質による汚染の状況の測定は、これらを知るために最も適した箇所において、かつ、放射線測定器を用いて行うこと。ただし、放射線測定器

を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によつてこれらの値を算出することができ。

二 放射線業務従事者の線量の測定は、次に定めるところにより行うこと。

イ 外部放射線に被ばくすることによる線量の測定は、これを知るために最も適した人体部位について、放射線測定器を用いて測定すること。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合にあつては、計算によつてこの値を算出することとする。

ロ イの測定は、管理区域に立ち入っている間継続して行うこと。

ハ 人体内部に摂取した放射性物質からの放射線に被ばくすることによる線量の測定は、原子力規制委員会の定めるところにより、放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある場合に行うこと。

三 放射性物質による人体及び人体に着用している物の表面の汚染の状況の測定は、放射性物質によつて汚染されるおそれのある人体部位の表面及び人体に着用している物の表面であつて放射性物質によつて汚染されるおそれのある部分について、放射線測定器を用いて行うこと。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によつてこの値を算出することができる。

四 前号の測定は、放射性物質を経口摂取するおそれのある場所において、当該場所から人が退出するときに行うこと。

（使用施設等の施設管理）

第二条の十一の七 法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、使用施設等の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設管理（以下「施設管理」という。）に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 使用施設等が法第五十二条第一項又は第五十五条第一項の許可を受けたところによるものであり、かつ、法第五十五条の二第二項第二号の技術上の基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するため、施設管理に関する方針（以下この条において「施設管理方針」という。）を定めること。ただし、法第五十七条の五第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

二 前号ただし書の場合においては、法第五十七条の五第二項若しくは同条第三項において

読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された第六条の二十第十号の性能維持施設に係る施設管理方針を定めること。

三 第一号又は前号の規定により定められた施設管理方針に従つて達成すべき施設管理の目標（第一号の規定により定められた施設管理方針に係る施設管理の目標にあつては、使用施設等及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める目標を含む。以下この条において「施設管理目標」という。）を定めること。

四 施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画（以下この条において「施設管理実施計画」という。）を策定し、当該計画に従つて施設管理を実施すること。

イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。

ロ 使用施設等の設計及び工事に関すること。

ハ 使用施設等の巡視（使用施設等の保全のために実施するものに限る。）に関すること。

ニ 使用施設等の点検、検査等（以下この号において「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期（使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む（法第五十七条の五第二項の認可を受けたものを除く。））に関すること。

ホ 使用施設等の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。

ヘ 使用施設等の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。

ト ヘの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（品質管理基準規則第二条第二項第七号に規定する未然防止処置を含む。）に関すること。

チ 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。

五 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること。

イ 施設管理方針及び施設管理目標にあつては、一定期間

ロ 施設管理実施計画にあつては、前号イに規定する期間

六 前号の評価を実施する都度、速やかに、その結果を施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画に反映すること。

七 使用施設等の操作を相当期間行わない場合その他使用施設等がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該使用施設等の状態に応じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講ずること。

(設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に係る使用施設等の保全に関する措置)

第二条の十一の八 法第五十六条の第三項の規定により、使用者は、設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に関して、法第五十二条第一項又は第五十五条第一項の許可を受けたところ(法第五十七条の五第二項の認可を受けたものにあつては、当該認可を受けたところ)により、次に掲げる使用施設等の保全に関する措置を講じなければならない。

一 設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に係る使用施設等の必要な機能を維持するための活動に関する計画(使用施設等を設置した工場又は事業所における火災に係る次に掲げる事項を含む。)を定めるとともに、当該計画の実行に必要な要員を配置し、当該計画に従つて必要な活動を行わせること。

イ 使用施設等を設置した工場又は事業所における可燃物の管理に関すること。

ロ 消防吏員への通報に関すること。

ハ 消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。

二 設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故の発生時における使用施設等の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練を定期に(多量の放射性物質等を放出する事故の発生時における措置に関する教育及び訓練にあつては、毎年一回以上定期に)実施すること。

三 設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故の発生時における使用施設等の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。

四 前三号に掲げるもののほか、設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故の発生時における使用施設等の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。

(核燃料物質の使用)

第二条の十一の九 法第五十六条の第三項の規定により、使用者は、次の各号に掲げる核燃料物質の使用に関する措置を講じなければならない。

一 核燃料物質の使用は、使用施設において行うこと。

二 プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質(以下この号において「プルトニウム等」という。)を使用する場合は、次に掲げる場合を除き、セイル等を用いること。

イ プルトニウム等が飛散し又は漏れいするおそれがない場合

ロ プルトニウム等の数量が三十七メガベクレル以下の場合

三 使用施設の目につきやすい場所に、使用上の注意事項を掲示すること。

四 核燃料物質を使用する場合は、作業衣等を着用して作業し、かつ、これらの作業衣等は、使用施設外において着用しないこと。

五 核燃料物質の使用は、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないように行うこと。

六 核燃料物質の使用に必要な知識を有する者に行わせること。

七 使用施設の通常の操作(使用施設において計画的に行われる操作をいう。)を行うために必要な次の事項を定め、これを操作員その他の従業者に守らせること。

イ 操作の開始に先立って確認すべき事項、操作に必要な事項及び操作の停止後に確認すべき事項

ロ 操作員その他の従業者が使用施設の状態に応じて定期的に又は必要に応じて確認すべき事項並びにその確認の方法及び実施頻度又は時期に関する事項

ハ 警報の発報その他の異状があつた場合に操作員その他の従業者が講ずべき措置(次の号の処置を除く。)に関する事項

八 非常の場合に構すべき処置を定め、これを操作員その他の従業者に守らせること。

(工場又は事業所において行われる運搬)

第二条の十一の十 法第五十六条の第三項の規定により、使用者は、使用施設等を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

一 核燃料物質の運搬は、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないように行うこと。

二 核燃料物質等を運搬する場合は、これを容器に封入すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 核燃料物質によつて汚染された物(その放射能濃度が原子力規制委員会の定める限度を超えないものに限り、)であつて放射性物質の飛散又は漏れいの防止その他の原子力規制委員会の定める放射線障害防止のための措置を講じたものを運搬する場合

ロ 核燃料物質によつて汚染された物であつて大型機械等容器に封入して運搬することが著しく困難なものを原子力規制委員会の承認を受けた放射線障害防止のための措置を講じて運搬する場合

三 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 当該容器に外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるものであること。

ロ 容易かつ安全に取り扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等が生じるおそれがないものであること。

四 核燃料物質等を封入した容器(第二号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する核燃料物質によつて汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合にあつては、当該核燃料物質によつて汚染された物。以下この条において「運搬物」という。)及びこれを積載し、又は収納した車両その他の核燃料物質等を運搬する機械又は器具(以下この条において「運搬機器」という。)の表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第二条の十一の四第一号ハの表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。

五 運搬物の運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。

六 核燃料物質等は、同一の運搬機器に原子力規制委員会の定める危険物と混載しないこと。

七 運搬物の運搬経路においては、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。

八 車両により運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあつては、保安のため他の車両を伴走させること。

九 核燃料物質等の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のため必要な監督を行わせること。

十 運搬物(コンテナ(運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するものをいう。))に収納された運搬物にあつては、当該コンテナ)及びこれらを運搬する車両の適当な箇所に原子力規制委員会の定める標識を取り付けること。

二 前項の場合において、特別の理由により同項第三号及び第四号に掲げる措置の全部又は一部を講ずることが著しく困難なときは、原子力規制委員会の承認を受けた措置を講ずることをもつて、これらに代えることができる。ただし、当該運搬物の表面における線量当量率が原子力規制委員会の定める線量当量率を超えるときは、この限りでない。

三 第一項第二号から第四号まで及び第七号から第十号までの規定は、管理区域内において行う運搬については、適用しない。

四 使用者は、核燃料物質等の運搬に関し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和五十二年総理府令第五十七号(第三号から第七号の二まで及び核燃料物質等車両運搬規則(昭和五十二年運輸省令第七十二号)第三号から第十九号までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等を使用施設等を設置し

た工場又は事業所において運搬することができる。

(貯蔵)

第二条の十一の十一 法第五十六条の第三第一項の規定により、使用者は、核燃料物質の貯蔵に關し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 核燃料物質の貯蔵は、貯蔵施設において行うこと。

二 貯蔵施設の目につきやすい場所に、貯蔵上の注意事項を掲示すること。

三 貯蔵施設には、核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施設又は立入制限の措置を講ずること。

四 核燃料物質を貯蔵する場合において、核燃料物質の崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱（次条において「崩壊熱等」という。）により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を講ずること。

五 核燃料物質の貯蔵は、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないように行うこと。

六 六ふつ化ウランの貯蔵は、六ふつ化ウランが漏えいするおそれがない構造の容器に封入して行うこと。

七 核燃料物質（前号に規定するものを除く。以下この号において同じ。）の貯蔵は、核燃料物質が漏えいするおそれがない構造の容器に封入して行うこと。ただし、グローブボックスその他の気密設備の内部において貯蔵を行う場合その他核燃料物質が漏えいするおそれがない場合は、この限りでない。

八 換気設備、放射線測定器及び非常用設備は、常にこれらの機能を發揮できる状態に維持しておくこと。

(工場又は事業所において行われる廃棄)

第二条の十一の十二 法第五十六条の第三第一項の規定により、使用者は、使用施設等を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に關し、次の各号に掲げる措置を講じ、廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

一 放射性廃棄物の廃棄は、廃棄及び廃棄に係る放射線防護について必要な知識を有する者の監督の下に行わせるとともに、廃棄に当たっては、廃棄に従事する者に作業衣等を着用させること。

二 放射性廃棄物の廃棄に従事する者以外の者が放射性廃棄物の廃棄作業中に廃棄施設に立ち入る場合には、その廃棄に従事する者の指示に従わせること。

三 気体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

イ 排気施設によつて排出すること。

ロ 放射線障害防止の効果を持った廃気槽に保管廃棄すること。

四 前号イの方法により廃棄する場合は、排気施設において、る過、放射能の時間による減衰、多量の空気による希釈等の方法によつて排気中における放射性物質の濃度をできるだけ低下させること。この場合、排気口において又は排気監視設備において排気中の放射性物質の濃度を監視することにより、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようにすること。

五 第三号ロの方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を講ずること。

六 液体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

イ 排水施設によつて排出すること。

ロ 放射線障害防止の効果を持った廃液槽に保管廃棄すること。

ハ 容器に封入し、又は容器に固型化して放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄すること。

ニ 放射線障害防止の効果を持った焼却設備において焼却すること。

ホ 放射線障害防止の効果を持った固型化設備で固型化すること。

七 前号イの方法により廃棄する場合は、排水施設において、る過、蒸発、イオン交換樹脂法等による吸着、放射能の時間による減衰、多量の水による希釈その他の方法によつて排水中における放射性物質の濃度をできるだけ低下させること。この場合、排水口において又は排水監視設備において排水中の放射性物質の濃度を監視することにより、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようにすること。

八 第六号ロの方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を講ずること。

九 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に封入するときは、当該容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 水が浸透しにくく、腐食に耐え、及び放射性廃棄物が漏れにくい構造であること。

ロ 亀裂又は破損が生じるおそれがないものであること。

ハ 容器の蓋が容易に外れないものであること。

十 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に固型化するときには、固型化した放射性廃棄物と一体化した容器が放射性廃棄物の飛散又は漏れを防止できるものであること。

十一 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄するときは、次にすること。

イ 放射性廃棄物を容器に封入して保管廃棄するときは、当該容器に亀裂若しくは破損が生じた場合に封入された放射性廃棄物の全部を吸収できる材料で当該容器を包み、又は収容できる受皿を当該容器に設けること等により、汚染の広がりを防止すること。

ロ 当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがある場合は、冷却について必要な措置を講ずること。

ハ 放射性廃棄物を封入し、又は固型化した容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、及び当該放射性廃棄物に關して第二条の十一の規定に基づき記録された内容と照合できるような整理番号を表示すること。

ニ 当該廃棄施設には、その目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示すること。

十二 固体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

イ 放射線障害防止の効果を持った焼却設備において焼却すること。

ロ 容器に封入し、又は容器に固型化して放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄すること。

ハ ロの方法により廃棄することが著しく困難な大型機械等の放射性廃棄物又は放射能の時間による減衰を必要とする放射性廃棄物については、放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄すること。

十三 第九号、第十号及び第十一号（同号イを除く。）の規定は、前号ロの方法による廃棄について準用する。

十四 第十一号ロ及びニの規定は、第十二号ハの方法による廃棄について準用する。

十五 換気設備、放射線測定器及び非常用設備は、常にこれらの機能を發揮できる状態に維持しておくこと。

ハ ロの方法により廃棄することが著しく困難な大型機械等の放射性廃棄物又は放射能の時間による減衰を必要とする放射性廃棄物については、放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄すること。

十三 第九号、第十号及び第十一号（同号イを除く。）の規定は、前号ロの方法による廃棄について準用する。

十四 第十一号ロ及びニの規定は、第十二号ハの方法による廃棄について準用する。

十五 換気設備、放射線測定器及び非常用設備は、常にこれらの機能を發揮できる状態に維持しておくこと。

第二条の十一の十三 法第五十六条の第三第二項の

規定により、使用者は、次の表の上欄に掲げる特定核燃料物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる措置を採らなければならない。

一 照射されていない次に掲げる物質

イ プルトニウム（プルトニウム二三八の同位体濃度が百分の八十を超えるものを除く。以下この表において同じ。）及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、プルトニウムの量が二キログラム以上（第十号に掲げるものを除く。）

ロ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が五キログラム以上のもの

ハ ウラン二二三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二二三の量が二キログラム以上のもの

二 照射された前号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において、当該物質から放出された放射線が空気に吸収された場合の吸収線量率（以下単に「吸収線量率」という。）が一グレイ毎時以下（第十号に掲げるものを除く。）

三 照射された第一号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時

第三項及び第三

を超えるもの（第十号及び第十一号に掲げるものを除く。）	四項に定める措置
四 照射されていない次に掲げる物質 イ プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ブルトニウムの量が五百グラムを超え二キログラム未満のもの（第十号に掲げるものを除く。） ロ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が十キログラムを超え一キログラム未満のもの（第十号に掲げるものを除く。）	
ハ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が十キログラム未満のもの ニ ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三三の量が五百グラムを超え二キログラム未満のもの	
五 照射された前号に掲げる物質であつて、その表面から一米ートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下のもの（第十号に掲げるものを除く。） 六 令第三条第三号に規定する特定核燃料物質（第十号及び第十一号に掲げるものを除く。）	
七 照射された第四号に掲げる物質であつて、その表面から一米ートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるもの（第十号及び第十一号に掲げるものを除く。） 八 照射されていない次に掲げる物質 イ プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ブルトニウムの量が十キログラムを超え五百グラム以下のもの（第十号に掲げるものを除く。）	第五項に定める措置

ロ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が十キログラムを超え一キログラム以下のもの ハ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が十キログラム未満のもの ニ ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三三の量が五百グラムを超え二キログラム未満のもの	
ホ ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三三の量が五百グラムを超え二キログラム未満のもの 九 照射された前号に掲げる物質（照射された同号ニに掲げる物質であつて照射直後にその表面から一米ートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えていたもの並びに次号及び第十一号に掲げるものを除く。） 十 令第三条第一号イ、第二号又は第三号に規定する特定核燃料物質（放射性廃棄物を封入（圧縮して封入する場合に限る。）し、又は固型化した容器に内包されるもの（次号に掲げるものを除く。）に限る。） 十一 令第三条第二号又は第三号に規定する特定核燃料物質（使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体をガラスにより容器に固型化した物に含まれるものであつて、その表面から一米ートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるものに限る。）	

2

前項の表第一号及び第二号の特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次の各号に掲げるものとする。 一 特定核燃料物質の防護のための区域（以下「防護区域」という。）を定め、当該防護区域を鉄筋コンクリート造りの障壁等の堅固な構造の障壁によつて区画し、及び適切かつ十分な監視を行うことができる装置を当該防護区域内に設置すること。 二 防護区域の周辺に、防護区域における特定核燃料物質の防護をより確実に行うための区域（以下「周辺防護区域」という。）を定め、当該周辺防護区域を柵等の障壁によつて区画し、及び当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる装置を設置すること。 三 周辺防護区域の周辺に、人の立入りを制限するための区域（以下「立入制限区域」という。）を定め、柵等の障壁によつて区画すること。 四 見張人に、防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域への人の侵入を監視するための装置の有無並びに防護区域における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ適切な方法により当該防護区域、当該周辺防護区域及び当該立入制限区域を巡視させること。 五 防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域への人の立入りについては、次に掲げる措置を講ずること。 イ 業務上防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域に常時立ち入ろうとする者については、当該防護区域、当該周辺防護区域又は当該立入制限区域への立入りの必要性を確認の上、当該者に当該立入りを認めたことを証明する書面等（以下この項において「証明書等」という。）を発行し、当該立入りの際に当該証明書等を所持させること。 ロ 防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域に立ち入ろうとする者（イに掲げる証明書等を所持する者（以下「常時立入者」という。）を除く。）については、その身分及び当該防護区域、当該周辺防護区域又は当該立入制限区域への立入りの必要性を確認の上、当該者に証明書等を発行し、当該立入りの際に当該証明書等を所持させること。 ハ ロに掲げる証明書等を所持する者が防護区域に立ち入る場合は、当該防護区域内に	において常時立入者を同行させ、当該常時立入者に特定核燃料物質の防護のために必要な監督を行わせること。 六 防護区域及び周辺防護区域への業務用の車両以外の車両の立入りを禁止すること。ただし、防護区域又は周辺防護区域に立ち入ることが特に必要な車両であつて、特定核燃料物質の防護上支障がないと認められるものについては、この限りでない。 七 防護区域内及び周辺防護区域内に、それぞれ駐車のために供する区域を定め、防護区域又は周辺防護区域に立ち入る車両は、当該駐車のために供する区域内に駐車させること。ただし、防護区域又は周辺防護区域に立ち入ることが特に必要な車両であつて、特定核燃料物質の防護上支障がないと認められるものについては、この限りでない。 八 防護区域及び周辺防護区域の出入口においては、次に掲げる措置を講ずること。ただし、イ又はロに掲げる点検については、これと同等以上の特定核燃料物質の防護のための措置を講ずる場合は、当該点検を省略することができる。 イ 特定核燃料物質の取扱いに対する妨害行為又は特定核燃料物質が置かれていた施設若しくは特定核燃料物質の防護のために必要な設備若しくは装置に対する破壊行為の用に供され得る物品（持込みの必要性が認められるものを除く。）の持込み及び特定核燃料物質（持出しの必要性が認められるものを除く。）の持出しが行われないように点検を行うこと。 ロ 第五号イ及びロに掲げる証明書等を所持する者が物品を防護区域に持ち込み又は防護区域から持ち出そうとする場合は、当該防護区域の出入口において、イの点検のほか、当該防護区域における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ、金属を検知することができる装置及び特定核燃料物質を検知することができる装置を用いて点検を行うこと。 ハ 見張人に出入口を常時監視させること。ただし、出入口に施錠するとともに、人の侵入を検知し、表示することができる装置を設置した場合は、当該出入口については、この限りでない。
---	--

九 特定核燃料物質の管理については、次に掲げる措置を講ずること。
イ 特定核燃料物質は、防護区域内に置くこと。

ロ 見張人に、人の侵入を監視するための装置を用いる等の方法により特定核燃料物質を常時監視させること。ただし、鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設（以下この号及び第十二号において単に「施設」という。）であつて次に掲げる措置を講じたものの中に置かれていない特定核燃料物質については、この限りでない。

(1) 施設の出入口に施錠するとともに、人の侵入を検知し、表示することができ装置を設置すること。
(2) 施設に立ち入ることが特に必要な者であることを確認の上当該施設に立ち入ることを認めた者以外の者の当該施設への立入りを禁止すること。
(3) 施設内の作業については、二人以上の者に同時に行わせること。

(4) 見張人に、施設への人の侵入を監視するための装置の有無並びに施設における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ適切な方法により当該施設の周辺を巡視させること。

ハ 特定核燃料物質の取扱いに従事する者に、その取扱いに係る特定核燃料物質又は設備若しくは装置に異常が認められた場合には、直ちに、その旨をあらかじめ指定した者に報告させること。

ニ 特定核燃料物質の取扱いに従事する者に、その日の作業の終了後に、その取扱いに係る特定核燃料物質並びに設備及び装置について点検を行わせ、当該点検において、当該特定核燃料物質又は設備若しくは装置について異常が認められた場合には直ちにその旨を、異常が認められない場合にはその旨を、あらかじめ指定した者に報告させること。

十 特定核燃料物質の工場又は事業所内（周辺防護区域を除く。）の運搬については、次に掲げる措置を講ずること。

イ 特定核燃料物質を収納する容器に施錠及び封印すること。ただし、容易に開封されない構造の容器を用いる等施錠及び封印と同等以上の措置を講じたときは、この限りでない。

ロ 見張人に運搬する特定核燃料物質を監視させること。

十一 人の侵入を監視するための装置（以下この号において「監視装置」という。）を設置する場合は、次に掲げる箇所によること。
イ 監視装置は、人の侵入を確実に検知して速やかに表示する機能を有するものであること。

ロ 監視装置を構成する装置であつて人の侵入を表示するものは、防護区域内若しくは周辺防護区域内又は周辺防護区域の近くであつて見張人が常時監視できる位置に設置すること。

十二 防護区域、周辺防護区域若しくは立入制限区域又は施設の出入口に施錠する場合は、次に掲げる措置を講ずること。
イ 鍵及び錠については、取替え又は構造の変更を行う等複製が困難となるようにすること。

ロ 鍵又は錠について不審な点が認められた場合には、速やかに取替え又は構造の変更を行うこと。

ハ 鍵を管理する者としてあらかじめ指定した者にその鍵を厳重に管理させ、当該者以外の者がその鍵を取り扱うことを禁止すること。ただし、あらかじめその鍵を一時的に取り扱うことを認めた者については、この限りでない。

十三 使用施設等及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムは、電気通信回線を通じて、妨害行為又は破壊行為を受けることがないように、電気通信回線を通じて当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断すること。

十四 前号の情報システムに対する妨害行為又は破壊行為が行われるおそれがあり、又は行われた場合において迅速かつ確実に対応できるように適切な計画（以下「情報システムセキュリティ計画」という。）を作成すること。

十五 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置には、非常用電源設備及び無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備を施設し、その機能を常に維持するための措置を講ずること。

十六 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置については、点検及び保守を行い、その機能を維持すること。

十七 特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に關し、次に掲げる措置を講ずること。
イ 見張人が常時監視を行うための詰所（以下この条において「見張人の詰所」という。）を設置すること。

ロ 見張りを行っている見張人と見張人の詰所との間における連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるようにすること。

ハ 防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に連絡のための設備を設置し、見張人の詰所への連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるようにすること。

ニ 見張人の詰所から関係機関への連絡は、定期的に、二以上の連絡手段により、かつ容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるようにすること。

ホ 見張人の詰所に第五号に規定する証明書等を所持する者が立ち入る場合は、常時立入者を同行させ、当該常時立入者に特定核燃料物質の防護のために必要な監督を行わせること。

十八 火災等により見張人の詰所が使用できない場合に備えて、次に掲げる措置を講ずること。

イ 見張人が常時監視できる装置を備えた監視所（以下「監視所」という。）を設置すること。

ロ 見張りを行っている見張人と監視所との間における連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるようにすること。

ハ 防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に連絡のための設備を設置し、監視所への連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるようにすること。

ニ 監視所から関係機関への連絡は、定期的に、二以上の連絡手段により、かつ容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるようにすること。

ホ 監視所に第五号に規定する証明書等を所持する者が立ち入る場合は、常時立入者を同行させ、当該常時立入者に特定核燃料物質の防護のために必要な監督を行わせること。

十九 特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する詳細な事項は、当該事項を知る必要があると認められる者以外の者に知られることがないよう管理すること。この場合において、特に、次に掲げる特定核燃料物質の防護に関する秘密については、秘密の範囲及び業務上知り得る者（以下この項において単に「業務上知り得る者」という。）の指定その他の特定核燃料物質の防護に関する秘密の管理の方法を定めることにより、その漏えいの防止を図ること。

イ 特定核燃料物質の盗取、特定核燃料物質の取扱いに対する妨害行為又は特定核燃料物質が置かれている施設若しくは特定核燃料物質の防護のために必要な設備若しくは装置に対する破壊行為（以下「妨害破壊行為等」という。）の脅威に関する事項

ロ 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置に関する詳細な事項

ハ 特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に関する詳細な事項

ニ 特定核燃料物質の防護のために必要な体制に関する詳細な事項

ホ 見張人による巡視及び監視に関する詳細な事項

ヘ 第二十二号に規定する緊急時対応計画に關する詳細な事項

ト 特定核燃料物質の防護のために必要な措置の評価に関する詳細な事項

チ 令第三条第一号イ、ロ及びホに掲げる特定核燃料物質（取扱いが容易な形態のものに限る。）の貯蔵施設に関する詳細な事項

リ 特定核燃料物質の工場又は事業所内の運搬に関する詳細な事項

二十 従業者に対し、その職務の内容に応じ特定核燃料物質の防護のために必要な教育及び訓練を行うこと。

二十一 特定核燃料物質の防護のために必要な体制を整備すること。

二十二 妨害破壊行為等が行われるおそれがあり、又は行われた場合において迅速かつ確実に対応できるように適切な計画（以下「緊急時対応計画」という。）を作成すること。

二十三 証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定を受けようとする者（以下この号にお

- いて「対象者」という。）について、次に掲げる措置を講ずること。
- イ 次に掲げるにより、あらかじめ、対象者について、妨害破壊行為等を行うおそれがあるか否か又は特定核燃料物質の防護に関する秘密の取扱いを行った場合にこれを漏らすおそれがあるか否かについて確認（以下この号において単に「確認」という。）を行うこと。
- (1) 対象者の履歴、外国との関係及びテロリズムその他の犯罪行為を行うおそれがある団体（暴力団を含む。）との関係、事理を弁識する能力並びに特定核燃料物質の防護に関連する犯罪及び懲戒の経歴を調査し、確認を行うこと。
- (2) 原子力規制委員会が定めるところにより、申告書その他の書類の提出又は提示を求めた方法、対象者との面接、対象者の性格等に関する適性検査その他必要な方法により調査し、確認を行うこと。
- (3) あらかじめ、対象者に対し、確認の実施に際し知り得た情報の漏えい及び目的外利用を防止する措置を講じていることその他必要な事項を説明し、個人情報情報の利用について対象者の同意を得た上で確認を行うこと。
- ロ 確認を行った結果、対象者について、妨害破壊行為等を行うおそれがあり、又は特定核燃料物質の防護に関する秘密を漏らすおそれがあると認められる場合（イ（3）に規定する同意が得られない場合を含む。）は、対象者に対し、証明書の発行及び業務上知り得る者の指定を行わないこと。
- ハ 証明書等及び業務上知り得る者の指定の有効期間は、証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定の日から起算して五年以内とする。ただし、有効期間内であつても、事情の変更により特別の必要が生じたときは、改めて確認を行うこと。
- ニ 証明書等の発行に係るイからハまでに掲げる措置は、業務上次に掲げる区域等のいずれかに常時立ち入ろうとする対象者について講ずること。
- (1) 防護区域
- (2) 見張人の詰所

- 3 監視所
- 第一項の表第三号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、前項（第二号、第八号ロ及び第十八号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同項第三号中「周辺防護区域」とあるのは、「防護区域」と、同項第四号中「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは、「防護区域又は立入制限区域」と、当該防護区域、当該周辺防護区域及び当該立入制限区域」とあるのは「当該防護区域及び当該立入制限区域」と、同項第五号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあるのは「防護区域及び立入制限区域」と、当該防護区域、当該立入制限区域」とあるのは「防護区域又は立入制限区域」と、当該防護区域、当該立入制限区域」とあるのは「当該防護区域及び立入制限区域」と、同項第六号中「防護区域及び周辺防護区域」とあり、及び「防護区域又は周辺防護区域」とあるのは「防護区域」と、同項第七号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあるのは「防護区域及び立入制限区域」と、同項第八号中「防護区域及び周辺防護区域」とあるのは「防護区域」と、同項第十号中「周辺防護区域内」とあるのは「防護区域内」と、同項第十一号中「防護区域内若しくは周辺防護区域内」とあるのは「防護区域内」と、同項第十二号中「防護区域、周辺防護区域若しくは立入制限区域又は施設」とあるのは「防護区域若しくは立入制限区域又は施設」と、同項第十七号中「防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内」とあるのは「防護区域内」と読み替えるものとする。
- 4 前項に定めるもののほか、第一項の表第三号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、火災等により見張人の詰所が使用できない場合において、見張人が見張人の詰所以外の場所から常時監視を行い、前項において読み替えて準用する第一項第十七号ロから二までに掲げる措置と同等以上の措置を講ずることとする。
- 5 第一項の表第七号から第十一号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置について

- は、次の各号に掲げるもののほか、第二項第四号から第七号まで（第五号ハを除く。）、同項第九号（同号ロを除く。）、同項第十一号（同号ロを除く。）、同項第十三号、同項第十四号、同項第十六号、同項第十七号（同号イからハまで及びホを除く。）、及び同項第十九号から第二十一号までの規定を準用する。この場合において、同項第四号中「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、当該防護区域、当該周辺防護区域及び当該立入制限区域」とあるのは「当該防護区域」と、同項第五号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、当該防護区域、当該周辺防護区域又は当該立入制限区域」とあるのは「当該防護区域」と、同項第六号中「防護区域及び周辺防護区域」とあり、及び「防護区域又は周辺防護区域」とあるのは「防護区域」と、同項第七号中「防護区域内及び周辺防護区域内に、それぞれ」とあるのは「防護区域内に」と、同項第八号中「防護区域及び周辺防護区域」とあるのは「防護区域」と、同項第九号中「見張人の詰所から」とあるのは「見張人から」と、定期的に、二以上の連絡手段により、かつ容易に傍受できない方法により迅速」とあるのは「迅速」と読み替えるものとする。
- 一 防護区域を定めること。
- 二 見張人に防護区域の出入口を常時監視させること。ただし、出入口に施錠した場合は、当該出入口については、この限りでない。
- 三 特定核燃料物質が貯蔵され又は保管廃棄されている施設（以下この号において「貯蔵施設等」という。）については、次に掲げる措置を講ずること。
- イ 貯蔵施設等に立ち入ることが特に必要な者であることを確認の上当該貯蔵施設等に立ち入ることを認めた者以外の者の当該貯蔵施設等への立入りを禁止すること。
- ロ 見張人に、貯蔵施設等への人の侵入を監視するための装置の有無並びに貯蔵施設等における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ適切な方法により当該貯蔵施設等の周辺を巡視させること。
- 6 第二項（第三項及び第五項において準用する場合を含む。）及び第四項の特定核燃料物質の防護のために必要な措置（第一項の表第四号ハ

- 並びに第八号ハ及びニに掲げる特定核燃料物質並びにこれらの特定核燃料物質を照射したものであつて、照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下であつたもの並びに同表第十号及び第十一号に掲げる特定核燃料物質に係るものを除く。）については、原子力規制委員会が別に定める妨害破壊行為等の脅威に対応したものとしなければならない。
- 7 第二項（第三項及び第五項において準用する場合を含む。）及び第四項の特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、定期的に評価を行うとともに、当該評価の結果に基づき必要な改善を行わなければならない。（保安規定）
- 第二條の十二 法第五十七條第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。
- 二 品質マネジメントシステムに関すること（品質管理基準規則第五條第四号に規定する手順書等（次項第二号及び第三号において単に「手順書等」という。）の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。
- 三 使用施設等の管理を行う者の職務及び組織に関すること。
- 四 使用施設等の操作及び管理を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの。
- イ 保安教育の実施方針（実施計画の策定を含む。）に関すること。
- ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの。
- (1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。
- (2) 使用施設等の構造、性能及び操作に関すること。
- (3) 放射線管理に関すること。
- (4) 核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関すること。

- (5) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。
- ハ その他使用施設等に係る保安教育に関し必要な事項
- 五 使用施設等の操作に関することであつて、次に掲げるもの
 - イ 使用施設等の操作を行う体制の整備に關すること。
 - ロ 使用施設等の操作に当たつて確認すべき事項及び操作に必要な事項
 - ハ 異状があつた場合の措置に関すること（第十二号に掲げるものを除く。）。
- 六 管理区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。
- 七 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。
- 八 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。
- 九 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。
- 十 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱ひ（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。
- 十一 放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。
- 十二 非常の場合に講ずべき処置に関すること。
- 十三 設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に係る使用施設等の保全に関する措置に関すること。
- 十四 使用施設等に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第六条の十各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。
- 十五 使用施設等の施設管理に関すること（使用前検査の実施に関することを含む。）。
- 十六 保守点検を行つた事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の使用者との共有に関すること。
- 十七 不適合（品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び次項第二十号において同じ。）が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。

- 2
- 十八 その他使用施設等に係る保安に関し必要な事項
 - 法第五十七条の五第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第五十七条第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。
 - 一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。
 - 二 品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。
 - 三 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。
 - 四 廃止措置を行う者の職務及び組織に関すること。
 - 五 廃止措置を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの
 - イ 保安教育の実施方針（実施計画の策定を含む。）に関すること。
 - ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの
 - (1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。
 - (2) 使用施設等の構造及び性能に関すること。
 - (3) 使用施設等の廃止措置に関すること。
 - (4) 放射線管理に関すること。
 - (5) 核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関すること。
 - (6) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。
 - ハ その他使用施設等に係る保安教育に関し必要な事項
 - 六 使用施設等の操作停止に関する恒久的な措置に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。
 - 七 保安上特に管理を必要とする設備の操作に関すること。
 - 八 管理区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。

- 九 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。
- 十 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。
- 十一 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。
- 十二 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱ひ（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。
- 十三 放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。
- 十四 非常の場合に講ずべき処置に関すること。
- 十五 設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に係る使用施設等の保全に関する措置に関すること。
- 十六 使用施設等に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第六条の十各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。
- 十七 廃止措置に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第六条の十各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。（使用前検査の実施に関することを含む。）。
- 十八 使用施設等の施設管理に関すること（使用前検査の実施に関することを含む。）。
- 十九 保守点検を行つた事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の使用者との共有に関すること。
- 二十 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。
- 二十一 廃止措置の管理に関すること。
- 二十二 その他使用施設等又は廃止措置に係る保安に関し必要な事項
- 二十三 前項の場合において第一項本文の規定を準用する。
- 24 第一項（前項において準用する場合を含む。）の申請書の提出部数は、正本一通とする。

- 2
- 可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について核物質防護規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 一 関係法令及び核物質防護規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。
- 二 核セキュリティ文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。
- 三 特定核燃料物質の防護に関する業務に従事する者の職務及び組織に関すること。
- 四 防護区域（第二条の十一の十三第一項の表第一号又は第二号の特定核燃料物質を取り扱う工場又は事業所にあつては、防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域。同項の表第三号から第六号までの特定核燃料物質を取り扱う工場又は事業所にあつては、防護区域及び立入制限区域。次号において同じ。）の設定並びに巡視及び監視に関すること。
- 五 防護区域に係る出入管理に関すること。
- 六 特定核燃料物質の管理に関すること。
- 七 特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の機能を常に維持するための措置に関すること。
- 八 情報システムセキュリティ計画に関すること。
- 九 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置の整備及び点検に関すること。
- 十 非常の場合の対応に関すること。
- 十一 連絡体制の整備に関すること。
- 十二 特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する詳細な事項に係る情報の管理に関すること。
- 十三 特定核燃料物質の防護のために必要な教育及び訓練に関すること。
- 十四 緊急時対応計画に関すること。
- 十五 第二条の十一の十三第六項に規定する脅威に対する施設の防護措置の詳細に関すること。
- 十六 特定核燃料物質の防護のために必要な措置の定期的な評価及び改善に関すること。
- 十七 特定核燃料物質の防護のために必要な措置の記録に関すること。
- 十八 その他使用施設等に係る特定核燃料物質の防護に関し必要な事項
- 十九 前項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通（使用施設等のうち令第六十三条第一項の

表第四号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る申請をする場合には、正本一通及び写し(二通)とする。

第四号 核物質防護管理者の選任等

法第五十七條の三第一項の規定による核物質防護管理者の選任は、工場又は事業所ごとに行うものとする。

2 法第五十七條の三第二項において準用する法第十二條の三第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本及び写し各一通(使用施設等のうち令第六十四條の表第八号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る届出をする場合には、正本一通及び写し二通)とする。

第五号 核物質防護管理者の要件

法第五十七條の三第一項の原子力規制委員会規則で定める要件は、次の各号に掲げるものとする。

一 使用施設等を設置した工場又は事業所において特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理することができる地位にあること。

二 特定核燃料物質の取扱いに関する一般的な知識を有すること。

三 特定核燃料物質の防護に関する業務に管理的地位にある者として一年以上従事した経験を有すること又はこれと同等以上の知識及び経験を有していると原子力規制委員会が認めたこと。

第六号 廃止措置として行うべき事項

法第五十七條の四第一項の原子力規制委員会規則で定める廃止措置は、使用施設等の解体、核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質等の廃棄及び第二條の十一第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しとする。

第六條の二 法第五十七條の四第一項の廃止措置実施方針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 廃止措置の対象となることが見込まれる使用施設等及びその敷地
- 四 前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法
- 五 廃止措置に係る核燃料物質の管理及び譲渡し

六 廃止措置に係る核燃料物質による汚染の除去(核燃料物質による汚染の分布とその評価方法を含む)。

七 廃止措置において廃棄する核燃料物質等の発生量の見込み及びその廃棄

八 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理

九 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があつた場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等

十 廃止措置期間中に性能を維持すべき使用施設等(第六條の三において「性能維持施設」という。)及びその性能並びにその性能を維持すべき期間

十一 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法

十二 廃止措置の実施体制

十三 廃止措置に係る品質マネジメントシステム(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない者にあつては、品質管理基準規則第五十四條第一項第一号に定める措置)

十四 廃止措置の工程

十五 廃止措置実施方針の変更の記録(作成若しくは変更又は第六條の二の三の規定に基づく見直しを行った日付、変更の内容及びその理由を含む)。

第六條の二の二 法第五十七條の四第一項及び第三項の規定による公表は、廃止措置実施方針の作成又は変更を行った後、遅滞なく、インターネットの利用により行うものとする。

第六條の二の三 令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用する使用者は、少なくとも五年ごとに、廃止措置実施方針の見直しを行い、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

法第五十七條の五第二項の規定により廃止措置計画の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 工場又は事業所の名称及び所在地

三 廃止措置対象施設及びその敷地

四 前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

五 性能維持施設

六 性能維持施設的位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間

七 核燃料物質の管理及び譲渡し

八 核燃料物質による汚染の除去

九 核燃料物質等の廃棄

十 廃止措置の工程

十一 廃止措置に係る品質マネジメントシステム(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない者にあつては、品質管理基準規則第五十四條第一項第一号に定める措置)

十二 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。ただし、第一号、第四号、第五号、第八号及び第十号に掲げる書類については令第四十一条各号に掲げる核燃料物質の使用をしていた場合に限り、第二号に掲げる書類については当該核燃料物質の使用をしていた場合を除き、添付するものとする。

一 既に核燃料物質(使用施設を通常の方法により操作した後に回収されることなく滞留することとなる核燃料物質及び使用施設を構成する核燃料物質を除く。第六條の五第一号において同じ。)を使用施設から取り出していることを明らかにする資料

二 既に使用施設における核燃料物質の使用が終了していることを明らかにする資料

三 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図

四 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書

五 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があつた場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書

六 核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書

七 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

八 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書

九 廃止措置の実施体制に関する説明書

十 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

十一 前各号に掲げるもののほか、原子力規制委員会が必要と認める書類又は図面

第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

第六條の三の二 法第五十七條の五第三項において読み替えて準用する法第十二條の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 工場又は事業所の名称及び所在地

三 変更に係る前条第一項第三号から第十一号までに掲げる事項

四 変更の理由

2 前項の申請書には、前条第一項第三号から第十一号までに掲げる事項の変更に伴う同条第二項各号に掲げる書類又は図面の変更について、説明した資料を添付しなければならない。ただし、同条第二項第一号、第四号、第五号、第八号及び第十号に掲げる書類については令第四十一条各号に掲げる核燃料物質の使用をしていた場合に限り、同条第二項第二号に掲げる書類については当該核燃料物質の使用をしていた場合を除き、添付するものとする。

3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

第六條の四 法第五十七條の五第三項において準用する法第十二條の六第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、設備又は機器の配置の変更であつて、法第五十七條の五第二項又は同条第三項において読み替えて準用する法第十二條の六第三項の認可を受けたところによる放射線遮蔽物の側壁における線量当量率の値を大きくしないものその他使用施設等の保全上支障のない変更とする。

2 前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

(廃止措置計画の認可の基準)

第六條の五 法第五十七條の五第三項において読み替えて準用する法第十二條の六第四項の原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 使用施設(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質に係るものに限る。)から核燃料物質が取り出されていること。

[illegible]

前条	前条各号	次条第一項において準用する前条各号
----	------	-------------------

(旧使用者等が廃止措置計画を申請する期限)

第六条の九 法第五十七条の六第二項の原子力規制委員会規則で定める期間は、六月とする。

(事故故障等の報告)

第六条の十 法第六十二条の三の規定により、使用者(旧使用者等を含む)は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなければならない。

一 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。

二 使用施設等の故障があつた場合において、当該故障に係る修理のため特別の措置を必要とするとき。

三 使用施設等の故障により、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線の遮蔽機能若しくは使用施設等における火災若しくは爆発の防止の機能を喪失し、又は喪失するおそれがあるとき。

四 使用施設等の故障その他の不測の事態が生じたことにより、気体状の放射性廃棄物の排気施設又は液体状の放射性廃棄物の排水施設による排出の状況に異状が認められたとき。

五 気体状の放射性廃棄物を排気施設によつて排出した場合において、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が第二条の十一の十二第四号の濃度限度を超えたとき。

六 液体状の放射性廃棄物を排水施設によつて排出した場合において、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が第二条の十一の十二第七号の濃度限度を超えたとき。

七 核燃料物質等が管理区域外で漏えいしたとき。

八 使用施設等の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき(漏えいに係る場所について人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く)を除く。

イ 漏えいした液体状の核燃料物質等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏

えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかつたとき。

ロ 気体状の核燃料物質等が漏えいした場合において、漏えいした場所に係る換気設備の機能が適正に維持されているとき。

ハ 漏えいした核燃料物質等の放射能量が微量のときその他漏えいの程度が軽微なとき。

九 核燃料物質が臨界に達し、又は達するおそれがあるとき。

十 使用施設等の故障その他の不測の事態が生じたことにより、管理区域に立ち入る者について被ばくがあつたときであつて、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあつては五ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあつては〇・五ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれのあるとき。

十一 放射線業務従事者について第二条の十一の五第一項第一号の線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあつたとき。

十二 前各号のほか、使用施設等に関し人の障害（放射線障害以外の障害であつて入院治療を必要としないものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

（報告の徴収）

第七条 令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用する使用者は、工場又は事業所ごとに、別記様式第一の二による報告書を、気体状及び液体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類別の年間放出量、液体状及び固体状の放射性廃棄物の保管量等並びに放射線業務従事者の一年間の線量分布に係るものにあつては毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について、その他のものにあつては毎年四月一日から九月三十日までの期間及び十月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後四十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

2 使用者（前項に規定する者を除く。）は、工場又は事業所ごとに、別記様式第一の三による報告書を毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について作成し、当該期間の経過後四十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

3 第一項及び前項の報告書の提出部数は、正本一通とする。

(危険時の措置)

第八条 法第六十四条第一項の規定により、使用者(旧使用者等を含む)は、次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならない。

- 一 使用施設等が火災が起り、又はこれらの施設に延焼するおそれがある場合には、消火又は延焼の防止に努めるとともに直ちにその旨を消防吏員に通報すること。
- 二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、関係者以外の者の立入りを禁止すること。
- 三 放射線障害の発生を防止するため必要がある場合には、使用施設等の内部にいる者及び付近にいる者に避難するよう警告すること。
- 四 核燃料物質による汚染が生じた場合には、速やかに、その広がり防止及び汚染の除去を行うこと。
- 五 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいる場合には、速やかに救出し、避難させる等緊急の措置を講ずること。
- 六 その他放射線障害を防止するために必要な措置を講ずること。

(届出書類の提出部数)

第九条 法第五十五条第二項及び第五十五条の四第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

(電磁的記録媒体による手続)

第十条 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録(電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。別記様式第二において同じ。)及び別記様式第二の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

- 一 第四条第二項の書類
- 二 第七条第一項及び第二項の報告書

附則 この府令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三三年五月二〇日総理府令第三八号)

この府令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三四年六月二日総理府令第四〇号)

この府令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三五年九月三〇日総理府令第五五号)

この府令は、昭和三十五年十月一日から施行する。

附則 (昭和三六年九月二九日総理府令第四九号) 抄

この府令は、昭和三十六年九月三十日から施行する。

附則 (昭和三八年六月二二日総理府令第二八号)

この府令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三八年一〇月二日総理府令第四三三号)

この府令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四〇年二月二八日総理府令第四八号)

この府令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四二年二月二〇日総理府令第六号)

この府令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四二年八月一日総理府令第三七号)

この府令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四二年九月二八日総理府令第四六号) 抄

この府令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四三年七月二〇日総理府令第四五号)

この府令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四四年三月二二日総理府令第六号)

この府令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四五年九月二四日総理府令第三四号)

この府令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五三年一月三〇日総理府令第一号) 抄

用等に関する規則第七條第六項の規定の適用(昭和五三年一月一日から同年六月三十日まで)の期間について作成すべき報告書に係る場合に限る。については、同項中「毎年一月一日から六月三十日までの期間及び七月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間開始前に」とあるのは、「昭和五三年一月一日から同年六月三十日までの期間について作成し、原子炉の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する総理府令の施行後速やかに」とする。

第三条 この府令による改正後の核燃料物質の使用等に関する規則第七條第一項の規定にかかわらず、その使用する核燃料物質の実効値の合計が百分の一に達しない使用者は、受入れ若しくは払出し又は事故損失に係る在庫変動以外の在庫変動にあつては、当分の間、毎年一月一日から六月三十日までの期間及び七月一日から十二月三十一日までの期間についてこの府令による改正後の核燃料物質の使用等に関する規則別記様式第一による報告書を作成し、それぞれ当該期間の経過後十五日以内に長官に提出することができる。

附則 (昭和五三年二月二八日総理府令第五三三号)

この府令は、原子力基本法等の一部を改正する法律(昭和五三年法律第八十六号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(昭和五十四年一月四日)から施行する。

附則 (昭和五五年一〇月二四日総理府令第五二二号)

この府令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第四十三号)の施行の日(昭和五十五年十一月十四日)から施行する。

附則 (昭和五五年一〇月二四日総理府令第五四四号)

この府令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和六一年一月二六日総理府令第六〇号)

この府令は公布の日から施行する。

核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。)第五十五条の二第一項の施設検査の実施については、この府令による改正後の核燃料物質の使用等に関する規則(以下「新規則」という。)第二条の三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この府令の施行の日の前日までに旧規則第二条の二第一項の規定に基づいてされた申請に係る法第五十五条の二第一項の施設検査について適用する同条第二項に規定する技術上の基準(しやへい能力に係るものを除く。)については、新規則第二条の五の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この府令の施行の日の前日までに溶接作業に着手した容器又は管についての法第五十五条の三第一項の溶接検査の実施については、新規則第二条の八の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 科学技術庁長官は、この府令の施行の日の前日までにその溶接についての検査が終了した容器又は管について、法第五十五条の三第二項の溶接検査に合格するものと認めたときは、新規則第二条の十の規定にかかわらず、溶接検査合格証を交付するものとする。

附則 (昭和六三年七月二六日総理府令第四一四号)

この府令は、昭和六十四年四月一日から施行する。

2 この府令による改正後の試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第二十一条第一項、核燃料物質の使用等に関する規則第七條第一項、核燃料物質の加工の事業に関する規則第十條第一項、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第二十一条第一項及び核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物埋設の事業に関する規則第二十七條第一項の規定は、昭和六十四年四月一日以後の期間について作成する報告書について適用し、同日前の期間について作成する報告書については、なお従前の例による。

附則 (昭和六三年一月七日総理府令第四七号) 抄

この府令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和六三年一月二二日総理府令第四八号)

この府令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和六三年一月二二日総理府令第四八号)

この府令は、公布の日から施行する。

附則（平成元年五月一九日総理府令第二四号）

この府令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第六十九号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成元年五月二十六日）から施行する。

附則（平成二年一月二八日総理府令第五十六号）抄

（施行期日）

1 この府令は、平成三年一月一日から施行する。

（経過措置）

3 この府令の施行の際現に運搬されている核燃料物質等については、当該運搬が終了するまでは、なお従前の例による。

附則（平成六年三月八日総理府令第一〇号）

この府令は、平成六年四月一日から施行する。

附則（平成六年五月二五日総理府令第二七号）

この府令は、平成六年六月一日から施行する。

附則（平成八年七月一二日総理府令第三九号）

この府令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成八年七月二十日）から施行する。

附則（平成一〇年三月三一日総理府令第八号）

この府令は、平成十年四月二十日から施行する。

附則（平成一一年三月二九日総理府令第一五号）

この府令は、公布の日から施行する。

附則（平成一一年九月三〇日総理府令第四六号）

この府令は、公布の日から施行する。

第一条（施行期日）

この府令は、公布の日から施行する。

（施行期日）

第一条 この府令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十二年七月一日）から施行する。ただし、第二条中核燃料物質の使用等に関する規則第二条の六を改正する規定は、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）の施行の日（平成十二年六月十六日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この府令の施行の際現に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十二年政令第九十七号。以下「改正令」という。）による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）第十六条の二第一号、第三号又は第四号に掲げる核燃料物質を使用している使用施設等（改正令による改正前の令第十六条の二各号に掲げる核燃料物質を使用している使用施設等を除く。）に対する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法第五十五条の三第一項の規定の適用については、同項中「受け、これに合格した後でなければ」とあるのは、「平成十二年九月三十日までに受けなければならない、同日を経過する前に不合格の通知を受けた場合にあつてはその日から再度の受検により合格の通知を受けるまでの間、平成十二年九月三十日を経過しても合格の通知がない場合にあつては同日から合格の通知を受けるまでの間は」とする。

附則（平成一二年六月一六日総理府令第六二号）抄

この府令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年一〇月二〇日総理府令第一一八号）

この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成一二年二月二六日総理府令第一五一号）

この府令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成一五年三月一七日文部科学省令第三号）

この省令は、電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則第一条本文の政令で定める日（平成十五年三月十七日）から施行する。

附則（平成一五年三月二八日文部科学省令第一〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一五年九月三〇日文部科学省令第四四号）

この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一六年二月二日文部科学省令第六号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に法第五十六条の三第一項の規定により保安規定の認可を受けている者は、平成十六年三月三十一日までに同項に規定する保安規定の変更の認可を申請しなければならない。

2 前項の規定により保安規定の変更の認可を申請した者については、認可をする旨又は認可をしない旨の通知を受けるまでの間は、この省令による改正後の核燃料物質の使用等に関する規則第二条の十二第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（平成一七年一月三〇日文部科学省令第五二号）

この省令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十七年十二月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第五十七条の二第一項の認可を受けている者については、この省令による改正後の核燃料物質の使用等に関する規則（以下「新規則」という。）第三条の三第二項から第六項まで及び第三条の四第一項の規定の適用については、次項の規定による認可の申請について認可があつた旨又は認可をしない旨の通知を受ける日までの間は、なお従前の例による。

2 前項に規定する者は、平成十八年二月二十八日までに法第五十七条の二第一項に規定する核物質防護規定の変更の認可の申請をしなければならない。

第三条 この省令の施行の際現に使用施設等の解体を行っている使用者（この省令の施行前に改

正法による改正前の法第六十五条第一項又は第四項の規定による届出をした者を除く。）についての新規規則第二条の十一第一項の表二の項及び並びに四の項の規定の適用については、改正法附則第四条第二項の規定による認可の申請について認可があつた旨又は認可をしない旨の通知を受ける日までの間は、なお従前の例による。

附則（平成一八年一月二六日文部科学省令第四一〇号）

この省令は、平成十九年一月一日から施行する。

附則（平成二〇年三月二八日文部科学省令第四四号）

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則（平成二〇年三月三一日文部科学省令第一三三〇号）

この省令は、平成二十年三月三十一日から施行する。

附則（平成二〇年四月一五日文部科学省令第一五五〇号）

この省令は、平成二十年七月一日から施行する。

附則（平成二二年三月三一日文部科学省令第一二二〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年七月二六日文部科学省令第一八八〇号）

この省令は、平成二二年八月一日から施行する。

附則（平成二四年三月三〇日文部科学省令第一二二〇号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

第一条 この省令は、公布の日から施行する。（核燃料物質の使用等に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この省令の施行前にされた法第五十七条の二第一項の認可に係るこの省令による改正前の核燃料物質の使用等に関する規則第三条の四第一項の認可の申請であつて、この省令の施行の際、認可をするかどうかの処分がされていないものについての認可の処分については、なお従前の例による。

2 この省令の施行の際現に法第五十七条の二第一項の認可（前項の規定によりなお従前の例によるとされた同条第一項の認可を含む。）を受

けている者に係るこの省令による改正後の核燃料物質の使用等に関する規則第二条の十一の表第七号、同規則第三条の第三項、第三項及び第四項並びに同規則第三条の四第一項の規定の適用については、この省令の施行の日から起算して一年間は、なお従前の例による。この場合において、当該者は、平成二十四年十二月二十九日までに、法第五十七条の二第一項の変更の認可を申請しなければならない。

附 則（平成二十四年九月一四日文科科学省令第三号）抄

1 この省令は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

附 則（平成二十五年三月二九日原子力規制委員会規則第一号）抄

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二十五年六月二八日原子力規制委員会規則第四号）抄

第一条 この規則は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）以下「設置法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年七月八日）から施行する。

（経過措置）
第十七条 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二十五年二月六日原子力規制委員会規則第一六号）抄

（施行期日）
第一条 この規則は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）以下「設置法」という。）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十二月十八日）以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）
第三条 この規則の施行前に第五号旧規制法第五十二条第一項の使用の許可又は第五十五条第一項の使用の変更の許可を受けた者による第二条の規定による改正後の核燃料物質の使用等に関する規則（以下この条及び次条において「新核燃料物質使用規則」という。）第二条の二第一項の規定に基づく申請に係る第五号新規制法第五十五条の二第一項の施設検査について適用する同条第二項に規定する技術上の基準について

は、新核燃料物質使用規則第二条の五の規定にかかわらず、施行日から五年間は、なお従前の例によることができる。

第四条 この規則の施行の際現に設置法附則第三十条第一項の規定により第五号新規制法第五十六条の三第一項の規定によりされた認可とみなされた第五号旧規制法第五十六条の三第一項の規定による認可を受けている者（次項において「保安規定認可者」という。）は、この規則の施行後最初にする第五号新規制法第五十五条第一項の規定による変更の許可（第五号新規制法第五十三条第二号に掲げる事項のうち使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第三十四号）第二十九条の規定に適合するために必要な事項の変更に係るものに限る。）の申請と同時に第五号新規制法第五十六条の三第一項に規定する保安規定の変更の認可（新核燃料物質使用規則第二条の十二第一項第十一号に係るものに限る。）を申請しなければならない。

2 前項の規定による保安規定の変更の認可を申請した保安規定認可者については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分があった日までの間は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う試験研究用等原子炉施設等に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第二二五号）による改正後の核燃料物質の使用等に関する規則第二条の十一の八並びに第二条の十二第一項第十三号及び第二項第十五号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成二十六年二月二八日原子力規制委員会規則第一号）抄

（施行期日）
第一条 この規則は、平成二十七年一月一日から施行する。

（経過措置）
第四条 この規則の施行の際現に運搬されている核原料物質、核燃料物質等及び放射性同位元素等については、当該運搬が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則（平成二十七年八月三一日原子力規制委員会規則第六号）抄

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十九年七月七日原子力規制委員会規則第八号）抄

（施行期日）
第一条 この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年七月十日）から施行する。

附 則（平成二十九年二月二二日原子力規制委員会規則第一七号）抄

（施行期日）
第一条 この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成三十年十月一日）から施行する。ただし、別表第三に係る改正規定及び次条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）
第二条 この規則（別表第三に係る改正規定にあつては、当該規定）の施行前に改正前のそれぞれの規則の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの規則の規定に相当の規定があるものは、改正後のそれぞれの規則の相当の規定によつてしたものとする。

附 則（平成三〇年三月二日原子力規制委員会規則第四号）抄

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年六月八日原子力規制委員会規則第六号）抄

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年八月二二日原子力規制委員会規則第八号）抄

（施行期日）
第一条 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定及び附則第三条の規定は、平成三十二年四月一日から施行する。

（経過措置）
第二条 第一条の規定による改正後の次の表上欄に掲げる規則の同表上欄に掲げる規定及び下欄に掲げる様式は、平成三十一年四月一日以後の

期間について作成すべき報告書について適用するものとし、同日前の期間について作成すべき報告書については、なお従前の例による。

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則

核燃料物質の使用等に関する規則

核燃料物質の加工の事業に関する規則

使用済燃料の再処理の事業に関する規則

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則

核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則

核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則

研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則

使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則

核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則

上欄に掲げる規則の同表の下欄に掲げる様式は、平成三十二年四月一日以後の期間について作成すべき報告書について適用するものとし、同日前の期間について作成すべき報告書については、それぞれ第二条の規定による改正前の同表の下欄に掲げる様式による。

第四条 この規則（附則第一条ただし書の規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の規定の施行前にした行為及び附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの規則の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

期間について作成すべき報告書について適用するものとし、同日前の期間について作成すべき報告書については、なお従前の例による。	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	第十八条	別記様式第二
核燃料物質の使用等に関する規則	第七十七条	別記様式第一	の二
核燃料物質の加工の事業に関する規則	第十條	別記様式第一	
使用済燃料の再処理の事業に関する規則	第二十一條	別記様式第二	
実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	第三十三條	様式第二	
核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則	第二十七條	別記様式第五	
核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	第四十條	別記様式第一	
研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	第三十三條	様式第二	
使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	第四十八條	様式第二	
核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	第九十一條	別記様式第二	

附則（平成三十一年三月一日原子力規制委員会規則第一号）
（施行期日）

第一条 この規則は、公布の日から施行する。
（特定核燃料物質の防護のための区域における特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する経過措置）

第二条 この規則の施行の際現に次の表の第一欄に掲げる規定による核物質防護規定の認可を受けている者は、公布の日から起算して一年を経過するまでに、それぞれこの規則による改正後の同表の第二欄に掲げる規則の同表の第三欄に掲げる規定に掲げる事項について、核物質防護規定の変更の認可を申請しなければならない。この場合において、当該期間内に当該申請がされたときは、特定核燃料物質の防護のための区域における特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分があるまでの間は、同表の第四欄の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第十条の二	核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則	第七條の三第三項第一号	第六條の二第二項第一号
法第二十条の六	核燃料物質の加工の事業に関する規則	第九條第一項第四号	第七條の九第二項第一号
法第四十条の二	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	第十六條第二項第一号	第十四條第三項第二号
法第四十条の二	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	第四十條第一項第四号	第三十條第六項第一号

法第五十条の二十三第一項	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物に関する規則	第二十条の二第一項第四号	第十九条の三第二項第一号
法第五十条の二第一項	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物に関する規則	第六十条第七項第四号	第六十条第二項第一号

（特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に関する措置等に関する経過措置）

第三条 この規則の施行の際現に次の表の第一欄に掲げる規定による核物質防護規定の認可を受けている者は、公布の日から起算して六月を経過するまでに、それぞれこの規則による改正後の同表の第二欄に掲げる規則の同表の第三欄に掲げる規定に掲げる事項について、核物質防護規定の変更の認可を申請しなければならない。この場合において、当該期間内に当該申請がされたときは、特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に関する措置、火災等により見張人の詰所が使用できない場合に備えた措置（法第四十三条の二第一項又は第五十七条の二第一項の規定による認可を受けている者に係るものを除く。）及び証明書等の発行（次条に規定する者（同条に規定する業務上知り得る者をいう。）の指定を受けようとする者に関する措置については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分があるまでの間は、同表の第四欄の規定は適用しない。）

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
法第十二條の二	核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則	第七條の三第一項第十二号	第六條の二第七号ホ、同項第十八号ホ及び同項第二十三号
法第二十条の二	核燃料物質の加工の事業に関する規則	第九條第五項及び同項第十二号	第七條の九第二項第十号ホ、同項第十九号ホ及び同項第二十四号
法第四十条の二	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	第十六條第二項第一項第五号及び同項第十二号	第十四條第三項第二項第十七号ホ及び同項第二十三号
法第四十条の二	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	第四十一條第五号及び同項第十二号	第三十六條第二項第十号ホ、同項第十九号ホ及び同項第二十四号
法第五十条の二	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物に関する規則	第二十二條第二項第五号及び同項第十二号	第十九條第三項第十七号ホ、同項第十八号ホ及び同項第二十三号
法第五十条の二	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物に関する規則	第三十五條第二項第五号及び同項第十二号	第三十三條第三項第十七号ホ、同項第十八号ホ及び同項第二十三号
核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物に関する規則		第六十七條第五号	第六十二條第七号ホ、同項第十

法第五十条の二	核燃料物質の使用等に関する規則	第三條第五項及び同項第十二号	第二條の十一第三項第十七号ホ及び同項第二十三号
法第五十条の二	核燃料物質の使用等に関する規則	第三條第一項第十一号	第二條の十一第三項第十七号ホ及び同項第二十三号

2 この規則の施行の際現に次の表の第一欄に掲げる規定による核物質防護規定の認可を受けている者は、平成三十四年三月三十一日までに、それぞれこの規則による改正後の同表の第二欄に掲げる規則の同表の第三欄に掲げる規定の認可を申請しなければならない。この場合において、火災等により見張人の詰所が使用できない場合に関する措置については、平成三十四年六月三十日までの間は、同表の第四欄の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定に関する経過措置）

第四条 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の次の表の第一欄に掲げる規則の同表の第二欄に掲げる規定により行つた証明書等の発行又は同表の第三欄に掲げる規定により行つた特定核燃料物質の防護に関する秘密を業務上知り得る者（以下単に「業務上知り得る者」という。）の指定は、第三條第一項に規定する核物質防護規定の変更の認可の申請に係る認可又は認可の拒否の処分があつた日から起算して一年を経過する日までの間は、それぞれ同表の第四欄に掲げる規定による措置を講じて行うことと

された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	二項第一号	五号イ	二二二三号
------------------------	-------	-----	-------

附 則（令和元年六月二八日原子力規制委員会規則第二号）

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

附 則（令和元年七月一日原子力規制委員会規則第三号） 抄

この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和元年九月一日原子力規制委員会規則第四号）

この規則は、令和元年九月十四日から施行する。

附 則（令和二年三月一七日原子力規制委員会規則第二二号） 抄

（施行期日）

第一条 この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第七条 施行日前に旧法第二十一条、第三十四条、第四十三号の三の二十一、第四十七号、第五十一条の十五又は第五十六号の二の規定により記録した旧加工規則第七号第一項、旧試験炉規則第六号第一項、旧研開炉規則第六十二号第一項、旧再処理規則第八号第一項、旧二種埋設規則第十三号第一項、旧廃棄物管理規則第二十六号第一項又は旧核燃料物質使用規則第二号の十一第一項の表の上欄に掲げる事項の保存については、なお従前の例による。この場合において、旧加工規則第七号第一項の表第一号イ中「次の検査」とあるのは「この規則の施行後最初の使用前確認」と、同号ロ中「次の検査」とあるのは「この規則の施行後最初の定期事業者検査」と、同号ハ中「次の検査」とあるのは「この規則の施行後最初の使用前確認」と、同号ロ及びハ中「次の検査」とあるのは「この規則の施行

後最初の定期事業者検査」と、同表第十一号中「次の改定の後三年間」とあるのは「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第二号）第四条第三項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録の作成後三年が経過するまでの期間」と、旧研開発規則第六十二条第一項の表第一号イ中「次の検査」とあるのは「この規則の施行後最初の使用前確認」と、同号ロ中「次の検査」とあるのは「この規則の施行後最初の定期事業者検査」と、旧再処理規則第八条第一項の表第一号イ中「次の検査」とあるのは「この規則の施行後最初の使用前確認」と、同号ロ中「次の検査」とあるのは「この規則の施行後最初の定期事業者検査」と、同号ハ中「検査終了後五年が経過するまでの期間」とあるのは「同一事項に関するこの規則の施行後最初の定期事業者検査のときまでの期間」と、旧廃棄物管理規則第二十六条第一項の表第一号イ中「次の検査」とあるのは「この規則の施行後最初の使用前確認」と、同号ロ中「次の検査」とあるのは「この規則の施行後最初の定期事業者検査」と、同号ハ中「検査終了後五年が経過するまでの期間」とあるのは「同一事項に関するこの規則の施行後最初の定期事業者検査のときまでの期間」と、旧核燃料物質使用規則第二条の十一第一項の表第一号及び第三号ハ中「次の検査」とあるのは「この規則の施行後最初の使用前確認」と、同表第七号中「次の改定の後三年間」とあるのは「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第二号）第四条第三項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録の作成後三年が経過するまでの期間」と読み替えるものとする。

第八条 この規則の施行の際現に加工施設若しくは使用済燃料貯蔵施設の設置の工事に着手している者又は旧法第三十二条第二項、第三十七号第一項、第四十三条の二十四第一項（研究開発段階発電用原子炉に係るものに限り）、第五十条第一項、第五十一条の十八第一項若しくは第五十七条第一項の規定により保安規定の認可を受けている者は、令和二年九月三十日まで新法第二十二号第一項、第三十七号第一項、

第四十三條の三の二十四第一項、第四十三條の二十第一項、第五十條第一項、第五十一條の十八第一項又は第五十七條第一項に規定する保安規定の認可又は変更の認可を申請しなければならない。

2 前項の規定による保安規定の認可又は変更の認可を申請した者が講ずる保安のために必要な措置については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分があった日までの間は、新加工規則第七條の二の二から第七條の八まで、新試験炉規則第六條の三から第十四條の二まで、新貯蔵規則第六十四條から第八十五條まで、新貯蔵規則第二十八條から第三十五條の二まで、新再処理規則第八條の三から第十六條まで、新種埋設規則第十三條の三から第十九條の二まで、新廃棄物管理規則第二十六條の三から第三十三條の二まで又は新核燃料物質使用規則第二條の十一の三から第二條の十一の十二までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際現に旧法第五十二條第一項の許可を受けている者（令第四十一條各号に掲げる核燃料物質を使用しないものに限る。）が講ずる核燃料物質の使用等並びに工場又は事業所の外における核燃料物質等の廃棄及び運搬に係る保安のために必要な措置については、令和二年九月三十日までの間は、新核燃料物質使用規則第二條の十一の三から第二條の十一の十二まで並びに新外廃棄規則第二條第一項第二号及び第四号並びに第三條第一項第九号並びに新外運搬規則第十七條の二及び第十九條第一項第八號の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第十一條 この規則の施行の際現に旧法第二十二條の八第二項、第四十三條の三の二第二項、第四十三條の三の三十四第二項（研究開発段階発電用原子炉に係るものに限る。）、第五十條の五第二項又は第五十七條の五第二項の規定により廃止措置計画の認可を受けている者は、令和二年九月三十日まで新法第二十二條の八第三項、第四十三條の三の二第三項、第四十三條の三の三十四第三項、第五十條の五第三項又は第五十七條の五第三項において読み替へて準用する新法第十二條の六第三項に規定する廃止措置計画の変更の認可（新加工規則第九條の五第一項第五号、第六号及び第十一号並びに第二項第六号及び第九号、新試験炉規則第十六條の六第一項第六号、第七号及び第十二号並びに第二項

第五号及び第八号、新研開炉規則第一百一条第一項第十二号及び第二項第九号、新再処理規則第十九条の五第一項第十一号及び第二項第九号又は新核燃料物質使用規則第六条の三第一項第五号、第六号及び第十一号並びに第二項第五号及び第八号に掲げる事項に係るものに限る。）を申請しなければならない。

2 前項の規定による廃止措置計画の変更の認可を申請した者に係る廃止措置については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分のあつた日までの間は、新加工規則第九条の五第一項第五号、第六号及び第十一号並びに第二項第六号及び第九号、新式銑削規則第一六条の二第六項

第六号、第七号及び第十二号並びに第二項第五号及び第八号、新研開炉規則第百十一条第一項第十二号及び第二項第九号、新再処理規則第十九条の五第一項第十一号及び第二項第九号又は新核燃料物質使用規則第六条の三第一項第五号、第六号及び第十一号並びに第二項第五号及び第八号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(定義)
第十六条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

旧法 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律
第三条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律をい

二 新法 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律 第三条の規定による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律をいう。

三及び四 略

五 旧核燃料物質使用規則 この規則による改正前の核燃料物質の使用等に関する規則をいう。

六 新核燃料物質使用規則 この規則による改正後の核燃料物質の使用等に関する規則をいう。

七から二十まで
略

施行日 この規則の施行の日をいう。

附則（令和二年八月一三日原子力規制委員会規則第一六号）抄

（施行期日）

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

（試験研究の用に供する原子炉等の設置、運
等に関する規則等の一部改正に伴う経過措置
第五条 附則第三条第一項の放射能濃度確認対

物による改正後の試験研究の用に供する原子等の設置、運転等に関する規則第六条の表第三号又は前条第二号の規定による改正後の核燃料物質の使用等に関する規則第二条の十一の第九号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（令和二年二月二三日原子力規制委員会規則第三三号）抄

(施行期日)

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

(經過措置)

第三十三条 この規則の施行の隙填に法第五十七條第五第二項の規定により廃止措置計画の認可を受け又は認可を申請している者については、この規則による改正後の使用規則第六条の三第二及び第六条の五の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（令和四年三月三〇日原子力規制委員会規則第二号）

(施行期日)

第一条 この規則は、公布の日から施行する

(經過措置)

第二條 この規則の施行前にこの規則による施設
前の試験研究の用に供する原子炉等の設置、
転等に関する規則第十六条の十四各号、核燃
物質の使用等に関する規則第六号の十各号、
原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関す
る規則第七号の七各号、核燃料物質の加工の事
業に関する規則第九号の十六各号、核原料物質
の使用に関する規則第十五条第一項各号及び第二
十九号の十六各号、核燃料物質等の工場又は
事業所の外における廃棄に関する規則第五号
二各号、核燃料物質等の工場又は事業所の外
における運搬に関する規則第二十五号各号、電
力用原子炉の設置、運転等に関する規則第三
十三号各号、船舶に設置する原子炉（研究
用段階にあるものを除く。）の設置、運転等
に関する規則第三十五号各号、核燃料物質又は
燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄
物の埋設の事業に関する規則第二十二号の十七

号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第三十
五条の十六各号、使用済燃料の貯蔵の事業に關
する規則第四十三條の十三各号、研究開発段階
發電用原子炉の設置、運転等に関する規則第百
二十九条各号並びに核燃料物質又は核燃料物質
によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事
業に関する規則第八十九条各号のいずれかに該
当したときにおける報告については、なお従前
の例による。

附則（令和五年六月二十八日原子力規制委員会規則第三号）

この規則は、公布の日から施行する

附 則（令和六年三月七日原子力規制委

員会規則第一号

この規則は、公布の日から施行する。

附則（令和六年）

委員會規則第三号)

の規則は、公布の日から施行する

別記様式第1（第2条の10関係）

[illegible]

[illegible]

④ 町村は教育の適度の3月間についての平均値及び最高値 (単位: Bq/㎏)

測定の種類	前半の3月間(月～月)		後半の3月間(月～月)	
	平均値	最高値(国2)	平均値	最高値(国2)
神奈川 県 内 各 市 町 村				

E) 被保護の施設内被害者の保管量等（注3）						（単位：㎡）	
施設の名称 ⇒ 放射線被害者の 種類						施設合計	
前年度末保管量							
当該年度の減少量							
当該年度の減少率							
施設内減量							
施設外減量							

2) 放牧經營發展事業の経費分布 (注5)

1) 放牧經營發展事業の1年間の経費分布

経費	経費 分布 (円)				
放牧經營發展事業者	0.1万円以下	0.1万円超 0.5万円以下	0.5万円超 1万円以下	1万円超 2万円以下	2万円超 5万円以下
職員					
その他					
合計					

経費	経費 分布 (円)				
放牧經營發展事業者	100万円以下	100万円超 500万円以下	500万円超 1000万円以下	1000万円超 2000万円以下	2000万円超 5000万円以下
職員					
その他					
合計					

[illegible][illegible]

